

岐阜県公共測量作業規程

岐阜県公共測量作業規程は、作業規程の準則（平成２０年国土交通省告示第４１３号）を準用する。

この場合において、準則の第１条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、「第３４条」とあるのは「第３３条第１項」と、同条第２項「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「規程は、」の下に「岐阜県が行う」を加える。

第２条中「公共測量」とあるのは「この規程を適用して行う測量」と、第３条第２項中「準則」とあるのは「規程」と読み替える。

第５条第３項中「定めなければならない。」の下に「なお、岐阜県における森林基本図、道路台帳附図及び都市計画基本図の更新に関する測量においては、「岐阜県共有空間データ製品仕様書」※１を製品仕様書とする。」を加え、同項第２号中「準則」とあるのは「規程」と読み替え、「品質評価を標準とする。」の下に「※１「岐阜県共有空間データ製品仕様書」とは、以下の総称である。・岐阜県共有空間データ更新要領・岐阜県共有空間データ整備基本仕様書・岐阜県共有空間データ地物定義書・岐阜県共有空間データ整備業務特記仕様書・岐阜県共有空間データ品質評価手順書・岐阜県共有空間データ更新手順書・航空写真製品仕様書・デジタルオルソ製品仕様書・位置参照点設置、観測作業マニュアル〔道路空間データ編〕」を加える。

第７条中「準則」とあるのは「規程」と、第８条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、第９条第２項中「主任技術者」とあるのは「管理技術者及び主任技術者」と、第１３条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、第１７条第１項中「準則」とあるのは「規程」と、同条第２項中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「準則」とあるのは「規程」と、附則中「平成２０年４月１日」とあるのは「承認日」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規程は、令和 ７年 ４月 １日から適用する。